

菅平小水力発電施設建設工事
募集要項

令和3年9月

長野県企業局

目次

I.	募集及び事業の概要.....	2
1.	事業名称	2
2.	事業場所	2
3.	事業の目的.....	2
4.	本事業の事業内容.....	2
5.	事業期間	2
6.	募集要項等.....	2
7.	根拠とすべき法令等.....	3
8.	参考価格	5
II.	応募者の参加資格要件等.....	6
1.	募集に関する基本的な考え方.....	6
2.	募集及び選定方法.....	6
3.	応募者の構成.....	6
4.	応募者の参加要件.....	7
5.	参加資格確認基準日.....	8
6.	提出書類の取扱い.....	8
III.	事業者の募集及び決定手続に関する事項.....	9
1.	総合評価会議の設置.....	9
2.	募集及び決定スケジュール.....	9
3.	評価及び決定手続.....	10
IV.	その他	16
1.	応募に伴う費用の負担.....	16
2.	情報提供	16
3.	担当部署	16

1. 募集及び事業の概要

1. 事業名称

令和3年度 菅平小水力発電施設建設工事

2. 事業場所

長野県上田市菅平高原 菅平ダム

3. 事業の目的

長野県上田市の菅平ダム管理所が管理する菅平ダムの未利用落差と、既存利水放流水を利用する小水力発電所を農林水産省の補助事業として建設する。

本工事では、発電設備について、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用し売電することを想定している。また、設計・施工一括発注方式を導入し、設計当初から施工者が携わることで、迅速かつ確実な改修計画を立案し、事業コスト縮減、工期・発電停止期間の短縮等を図り、工事の確実な履行を目的とする。

4. 本事業の事業内容

本事業は、菅平ダム地点発電所の調査・設計業務及び建設業務から構成されるものとし、詳細については、要求水準書のとおりとする。

5. 事業期間

事業期間は次のとおりとする。

事業の始期	契約日（令和4年1月中を予定）
事業の終期	応募者の提案による。ただし、令和6年3月11日を超えないものとする。

6. 募集要項等

本事業の公募のため開示する資料は、以下のとおり（①から⑥を総称して、以下「募集要項等」という。）。

- ①募集要項
- ②要求水準書
- ③優先交渉権者選定基準
- ④様式集及び記載要領
- ⑤設計・施工請負契約書（案）

⑥守秘義務対象開示資料

7. 根拠とすべき法令等

本事業の実施に当たっては、関連の各種法令等によることとする。関連各種法令等のうち、主なものは以下のとおり。

(1) 法令

- ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）
- ・電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
- ・自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）
- ・長野県立自然公園条例（昭和 35 年条例第 22 号）
- ・特定多目的ダム法（昭和 32 年法律第 35 号）
- ・河川管理施設等構造令（昭和 51 年政令第 199 号）
- ・河川管理施設等構造令施行規則（昭和 51 年建設省令第 13 号）
- ・砂防法（明治 30 年法律第 29 号）
- ・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）
- ・発電用水力設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 50 号）
- ・電気関係報告規則（昭和 40 年通商産業省令第 54 号）
- ・電気用品安全法（昭和 36 年法律第 234 号）
- ・電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）
- ・電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- ・高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
- ・消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- ・水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ・労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）

- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）
- ・クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号）
- ・道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ・道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（昭和 12 年法律第 100 号）
- ・計量法（平成 4 年法律第 51 号）
- ・災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）
- ・気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）

(2) 規格、規程等

- ・日本工業規格（JIS）
- ・電気規格調査会標準規格（JEC）
- ・日本電気工業会標準規格（JEM）
- ・日本電線工業会標準規格（JCS）
- ・日本照明器具工業会規格（JIL）
- ・電子情報技術産業協会規格（JEITA）
- ・電気技術規格（JEAC）
- ・電気技術指針（JEAG）
- ・圧力容器構造規格（中央労働災害防止協会）
- ・クレーン構造規格（中央労働災害防止協会）
- ・電気機械器具防爆構造規格（中央労働災害防止協会）
- ・発変電規程（一般社団法人日本電気協会）
- ・電気保安通信規程（一般社団法人日本電気協会）
- ・内線規程（一般社団法人日本電気協会）
- ・系統連携規格（一般社団法人日本電気協会）
- ・高圧受電設備規程（一般社団法人日本電気協会）

(3) 要綱、基準等

- ・土地改良事業計画設計基準（農林水産省）
- ・鋼構造物計画設計技術指針（農林水産省）
- ・電気設備計画設計技術指針（農林水産省）

- ・河川砂防技術基準（国土交通省）
- ・ダム・堰施設技術基準（案）（国土交通省）
- ・ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル）（ダム・堰施設技術協会）
- ・発電用水力設備の技術基準と官庁手続き（一般社団法人電力土木技術協会）
- ・コンクリート標準示方書（公益社団法人土木学会）
- ・道路橋示方書（公益社団法人日本道路協会）
- ・道路土工カルバート工指針（公益社団法人日本道路協会）
- ・道路土工擁壁工指針（公益社団法人日本道路協会）
- ・道路土工切土工・斜面安定工指針（公益社団法人日本道路協会）
- ・道路土工仮設構造物工指針（公益社団法人日本道路協会）
- ・道路土工盛土工指針（公益社団法人日本道路協会）
- ・水門鉄管技術基準（一般社団法人電力土木技術協会）
- ・建設機械施工安全技術指針（国土交通省）
- ・土木工事安全施工技術指針（国土交通省）
- ・建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省）
- ・建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）
- ・電気協同研究（一般社団法人電気協同研究会）
- ・電力品質確保に係る系統連系技術要件のガイドライン（資源エネルギー庁）
- ・河川構造物の耐震性能照査指針（水管理・国土保全局治水課）
- ・水力発電設備の耐震性能照査マニュアル（経済産業省原子力安全保安員）

(4) 関係仕様書等

- ・電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省）
- ・電気設備工事施工管理基準（案）及び規格値（国土交通省）
- ・公共建築工事標準仕様書（国土交通省）
- ・土木工事共通仕様書（長野県農政部）
- ・土木工事施工管理基準（長野県農政部）
- ・施設機械工事等共通仕様書（長野県農政部）
- ・施設機械工事等施工管理基準（農林水産省）
- ・土木工事共通仕様書（長野県建設部）
- ・土木工事施工管理基準（長野県建設部）
- ・土木工事現場必携（長野県）
- ・長野県に関連する共通仕様書
- ・長野県電気事業電気工作物保安規程

8. 参考価格

320,496千円（税込）

II. 応募者の参加資格要件等

1. 募集に関する基本的な考え方

本事業は、既存水利権に従属した発電所の建設であるほか、電気・機械・土木等の工種や、技術・ノウハウが多岐にわたる複合的な工事であり、高度なマネジメント手法を用いて、コスト縮減や工期・発電停止期間の短縮などを図るとともに、迅速かつ確実に工事を進めていくことが必要となるため、調査・設計、建設工事はもとより、電力、情報技術その他専門的な知見を含め、民間事業者の有するノウハウ・創意工夫の発揮を期待している。

よって、本事業を実施する事業者の募集（以下「本募集」という。）においては、調査・設計、建設、その他専門的知見を有する単体企業、共同企業体（JV）又は企業コンソーシアムからの提案を求めるものとする。

2. 募集及び選定方法

本事業は、高度な技術的知識と経験に基づく判断を必要とする工事を含む等、民間事業者が有するノウハウ・創意工夫を総合的に評価して選定することが必要であることから、本事業の優先交渉権者の選定は、透明性・公平性の確保に十分留意したうえで、公募型プロポーザル方式により行う。

また、本事業は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」の設計・施工一括タイプの対象工事であり、国土交通省が定めた「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」に準拠し県が定めた「長野県企業局公募型プロポーザル方式（設計・施工一括発注工事）実施要綱（以下、「実施要綱」という。）」に基づき、応募者の中から優先交渉権者として選定された者（以下「事業者」という。）と契約を締結する。

3. 応募者の構成

- (1) 本募集に応募できる者は、単独の企業又は複数の企業から構成される共同企業体（JV）（以下「応募者」という。）のいずれかとする。なお、企業コンソーシアムで提案を行う場合は、企業コンソーシアムを主導する単独の企業又は複数の企業から構成される共同企業体（JV）が応募するものとする。
- (2) 応募者は、調査・設計業務及び建設業務を実施するものとする。
- (3) 応募者が、共同企業体（JV）である場合、代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるものとし、代表企業が共同企業体（JV）を代表し応募を行うものとする。
- (4) 参加表明以降において、応募者を構成する企業の変更は認めない。ただし、応募者を変更せざるを得ないやむを得ない事情が生じた場合で、県が変更を認めた場合はこの限りではない。なお、応募者がⅡ.4の参加資格要件を満たさなくなった場合、代表企業は、県に速やかに通知しなければならない。

- (5) 参加表明以降、応募者及び当該応募者と資本又は人事等において一定の関連のある者（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号又は第 4 号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同じ。）は、同時に当該他の応募者となることはできないものとする。

4. 応募者の参加要件

応募者は、以下の要件を全てを満たしていなければならないものとする。

- (1) 応募者が単独の企業の場合はその企業が、共同企業体（JV）の場合は代表企業が長野県建設工事の入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号）第 120 条第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日建政技第 337 号。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (5) 応募者が単独の企業の場合はその企業が、共同企業体（JV）の場合は代表企業が有効な経営事項審査を有している者であること。
- (6) 県発注の他の工事において、長野県建設工事標準請負契約約款（以下「請負契約約款」という。）第 17 条に基づく「設計図書不適合の場合の改造の請求」を受けていない者であること。
- (7) 県発注の他の工事において、長野県建設工事等検査要綱（平成 15 年 4 月 1 日会検第 1 号）第 9 条第 3 項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- (8) 県発注の他の工事において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該工事の完了期限経過後、請負契約約款第 31 条に基づく工事完成の検査を完了していない者でないこと。
- (9) 県発注の他の工事の入札において、同種工事の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (10) 県発注の他の工事の入札において、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査に該当する落札候補者を 1 年以内に 2 回以上辞退したとして、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (11) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (12) 滞納している県税等徴収金がないこと。
- (13) Ⅲ. 1 に示す評価会議の構成員（以下「構成員」という。）が属する企業又は当該企業と資本若しくは人事等において一定の関係のある者でないこと。
- (14) 構成員に対して調査や研究等の委託を行っていない者であること。

(15)平成18年4月1日以降に、発電出力が100kW以上の水力発電所について、以下のいずれかの工事を元請で実施した実績又は自ら施工した実績を有すること。

- ・新設
- ・大規模改修

(16)建設業務を実施する企業については、必要とされる建設業許可を受けていること。

(17)監理技術者（直接かつ恒常的な雇用関係（参加表明日において雇用期間が3ヶ月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。

5. 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、参加表明及び参加資格審査書類の提出期限日とする。

なお、参加資格確認基準日の翌日から優先交渉権者の選定日までの間に、応募者が参加資格を満たさなくなると認められる場合は、県はその時点で当該応募者を審査の対象としない。

6. 提出書類の取扱い

(1) 著作権

提出書類の著作権は、原則として応募者に帰属する。ただし、県は、広報活動等に必要範囲において、これを無償で使用できるものとする。

なお、応募者の提案審査書類の著作権は、契約の締結により県に使用許諾が付与されるものとする。

(2) 特許権等

応募者が提案審査書類において、第三者が有する特許権等の権利を使用したことによって生じる責任は、応募者が負うものとする。

(3) その他

提出書類は返却しない。

優先交渉権者選定後、優先交渉権者とならなかった応募者の審査書類について、県は、情報公開が必要な範囲においてその一部を公開する場合がある。

III. 事業者の募集及び決定に関する事項

1. 総合評価会議の設置

優先交渉権者の決定にあたり、県は、以下の有識者等からなる「評価会議」（以下「評価会議」という。）を開催する。なお、評価会議は非公開とし、応募者が、優先交渉権者決定までに評価会議の構成員に対し本事業に関連した接触（金銭の支払いその他の便宜供与を含む。）を行った場合は失格とする。

氏名	所属・役職等
酒井 美月	独立行政法人国立高等専門学校機構長野工業高等専門学校准教授
小市 邦夫	長野県神川沿岸土地改良区理事長
竹花 徳光	上田市上下水道局浄水管理センター管理担当係長
小林 忠俊	長野県農政部農地整備課課長補佐
片山 亘浩	長野県上田地域振興局農地整備課企画幹
北沢 慎一	長野県企業局電気事業課課長補佐
高見澤 聡子	長野県企業局北信発電管理事務所建設第二課長

2. 募集及び決定スケジュール

決定に当たっての手順及びスケジュールは、次を予定している。

本スケジュールに予定と記載した事項及び実施日を特定していない事項については、開催日時等について対象者に別途通知します。

時期	内容
令和3年9月10日	募集要項等の公表
令和3年9月17日	募集要項等（参加資格関連）に関する質問の締切
令和3年9月27日	募集要項等（参加資格関連）に関する回答の公表（予定）
令和3年10月1日	募集要項等（参加資格関連以外）に関する質問の締切
令和3年10月4日	守秘義務に関する誓約書の提出期限
令和3年10月4日	参加表明及び参加資格審査書類の提出期限
令和3年10月上旬	参加資格確認結果の通知
令和3年10月12日	募集要項等（参加資格関連以外）に関する質問に対する回答の公表（予定）
令和3年10月中旬	現場見学会
令和3年10月26日	対面質疑の事前質問及び事前提出書類の提出期限
令和3年11月2日	対面質疑の事前質問に対する回答（予定）
令和3年11月5日	対面質疑の実施（予定）
令和3年11月19日	提案審査書類の提出期限

時期	内容
令和3年11月下旬	基礎審査結果の通知
令和3年12月上旬	技術対話の実施
令和3年12月中旬	提案審査書類の再提出期限
令和3年12月下旬	提案審査書類の提出者からのプレゼンテーション等
令和4年1月中旬	優先交渉権者の決定及び公表
令和4年1月中	契約の締結

3. 評価及び決定手続

募集要項等の公表以降に手続は、以下のとおりを予定している。

(1) 募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表

募集要項等に関する質問については、次のとおり参加資格に関連する事項と、それ以外を、それぞれ別の時期において受付のうえ回答する。

なお、非公開としたい質問については III. 3. (5) 対面質疑にて質問すること。

① 受付期限

ア 参加資格に関連する事項

令和3年9月17日（金）午後5時（必着）

イ 上記以外

令和3年10月1日（金）午後5時（必着）

② 提出方法

募集要項等に関する質問がある者は、その内容を簡潔にまとめ、様式集及び記載要領における質問書を添付ファイルとし、電子メールにより送信すること。ただし、送信後には電話で県が受信したことを確認すること。

③ 提出先

IV. 3. のとおり。

④ 回答方法

県は、募集要項等に関する質問及び回答を、長野県企業局のホームページ（以下「県のホームページ」という。）で公開する。質問及び回答は、質問者名を伏せた上で掲載する予定だが、その内容は基本的に公開されるため、その点を承知した上で質問を行うこと。

(2) 現地見学会

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、現地見学会を参加表明者別に実施する。希望者は以下により受付を行うこと。

見学会の詳細については、別途希望者ごとに電子メールにより送信する。

① 受付期限

令和3年10月5日（火）午後5時（必着）

② 提出方法

連絡先及び担当者名、希望日程をメール本文に記載のうえ、電子メールにより送信すること。ただし、送信後には電話で県が受信したことを確認すること。

③ 提出先

IV. 3. のとおり。

④ 実施予定日（希望日程）

以下の日程（A～F）から第3希望までを記載のこと。なお、午前は9時30分を、午後は1時30分を、それぞれ開始時刻として予定している。

	令和3年10月14日	令和3年10月15日	令和3年10月18日
午前	A	C	E
午後	B	D	F

⑤ 参加者数

総勢5名までとする。なお、現場における写真及び動画撮影は可能とする。

(3) 守秘義務対象開示資料の配布

守秘義務対象開示資料の配布を求める者は、次のとおり様式集及び記載要領における守秘義務に関する誓約書（以下本号において「誓約書」という。）を提出すること。

誓約書を受領した後、内容を確認次第、資料一式の電子媒体（DVD-Rを予定）を発送（費用は配布希望者負担）する。

① 誓約書の提出期限

令和3年10月4日（月）午後5時（必着）

② 提出方法

郵送とする。ただし、電子媒体の送付先を記載した返信用のレターパック等を同封のこと。

③ 提出先

IV. 3. のとおり。

(4) 参加資格確認に関する手続き

① 参加表明書の受付

応募者は、様式集及び記載要領で定める参加表明書及び参加資格審査書類を提出し、県の参加資格審査を受けなければならない。なお、実施要綱第7第1項の第一次審査は実施しないこととする。

② 提出期間及び提出先

ア 提出期限

令和3年10月4日（月）午後5時（必着）

イ 提出方法

郵送とする。

ウ 提出先

IV. 3. のとおり。

③ 参加資格確認結果の通知

県は、参加表明を行った応募者に対し、令和3年10月中において、参加資格審査の結果を個別に通知する。なお、参加資格がないと認められた者に対しては、その理由を付して通知する。

(5) 対面質疑

民間事業者の創意工夫の質の向上等を目的とし、参加資格保有者を対象とした実施要綱第7第2項の対面質疑を実施する。なお、民間事業者の創意工夫の質の向上を目的の1つとしていることから、対面質疑の内容は、非公開とするとともに、他の参加資格保有者に対して開示しないことを原則とする。詳細については、参加資格保有者に対し個別に通知する。質問および提案概要がわかる資料は事前に受け付けるため、次のとおり提出すること。

① 提出期限

令和3年10月26日（火）午後5時（必着）

② 提出内容及び提出方法

ア 事前質問

内容を簡潔にまとめ、様式集及び記載要領における質問書を添付ファイルとし、電子メールにより送信すること。

イ 事前提出資料

提出時点における提案概要がわかる資料（工事範囲とその内容、水車発電機等更新施設に係る諸元や仕様、施設レイアウト図、仮設図ほか）を任意の様式で添付ファイルとし、電子メールにより送信すること。

③ 提出先

IV. 3. のとおり。

④ 回答方法

県は、各参加資格保有者に対し、事前質問に対する回答を電子メールにて行う。

⑤ 回答の確定

対面質疑を踏まえ、事前質問に対する回答を修正のうえ、質問に対する回答を確定させるものとする。事前質問に対する回答の修正は、県が行うものとする。対面質疑実施後5営業日以内を目途に、県が各参加資格保有者に対し、修正後の回答をそれぞれメールにて提示し、参加資格保有者が当該回答を確認後、その内容が確定されたものとする。

(6) 提案審査書類の提出

参加資格保有者は、次のとおり様式集及び記載要領で定める提案審査書類を県に提出することができる。

① 提出期限

令和3年11月19日（金）午後5時（必着）

② 提出方法

郵送とする。

③ 提出先

IV. 3. のとおり。

④ 提案審査書類記載上の注意事項

ア 提案内容において「提供外」または「有償」ならばその記載を行うこと。そ

の表現がないものは履行義務を負う。

イ 変更協議の可能性がある提案を行う場合、応募者の技術的知識及び経験に基づき条件を規定（提案審査書類に明示）して施工方法を提案すること。

⑤ 再提出

技術対話により、提案審査書類の記載内容に不備が認められた場合、県が必要と認めた場合に限り、再提出が出来るものとする。

(7) 技術対話

本事業においては、提案の不備を解決するとともに、技術に関わる提案をより優れたものとするため、技術対話を実施する。詳細については、参加資格保有者に対し個別に通知する。

(8) 提案審査

技術対話が完了したのちにおいて、県は、提案審査書類の提出者に対し、プレゼンテーションの実施及び評価会議による提案審査書類に対するヒアリングへの出席を求める。これらの日時等の詳細は、提案審査書類の提出者に対し個別に通知する。

(9) 優先交渉権者の決定

評価会議は、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を踏まえ、提案審査書類を評価する。県は、評価会議の提案審査書類の評価結果を基に最も評価点の高い者を優先交渉権者として決定するものとし、提案審査書類を提出した全ての応募者に対し、審査の結果を個別に通知する。なお、この場合において、県は、優先交渉権者を除く者で評価点の高い者から順に交渉権の優先順位を付け、優先交渉権者が辞退した場合における交渉権者として、順位及びその旨を通知するものとする。

(10) 募集手続の中止等

県は、公正に募集手続を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が確保できないと認められる場合には、募集手続の執行を延期又は中止することがある。

この場合、県は、速やかにその旨を県のホームページにおいて公表する。なお、この場合であっても応募の準備に要した費用は各応募者の負担とする。

(11) 契約の締結

県と優先交渉権者は、協議のうえ、設計・施工請負契約を締結する。なお、協議の結果、優先交渉権者との間において、設計・施工請負契約の締結に至らなかった場合、提案審査における評点が高い応募者から順に協議を行う。

(12) 評価内容の担保

契約後、事業者の責により、優先交渉権者決定時の提案内容が実施されていない場合においては、要求水準の未達成に該当し契約違反行為となることから、一定の措置を講じることがある。これらの詳細については、設計・施工請負契約書（案）に定める。

IV. その他

1. 応募に伴う費用の負担

本事業の応募に伴う費用は、いかなる場合であっても、応募者の負担とする。

2. 情報提供

本事業に関する情報提供は、県のホームページを通じて適宜行う。

3. 担当部署

長野県企業局 北信発電管理事務所

担 当 建設第二課（菅平ダム管理所）

電 話 0268-74-2177

F A X 0268-74-2713

電子メール hokuhatsu@pref.nagano.lg.jp

住 所 〒386-2204 長野県上田市菅平高原 1278